リ～カ	（略）
ヨ	一・一―ジメチルエチル＝ピペリジン―四―オン―一―カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物
タ	一・一―ジメチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物
レ・ソ	（略）
ツ	ピペリジン―四―オンとして五〇％を超えて含有する物
ネ～ラ	（略）
ム	ブチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物
ウ	プロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物
ヰ	（略）
ノ	一―メチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物
オ	一―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物
ク	二―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物
ヤ～エ	（略）
二・三	（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百八号

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）第四条第一項の規定に基づき、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年厚生省令第三十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三十一日

厚生労働大臣　武見　敬三

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第１（第１条関係）

有害物質	家庭用品	基準
（略）	（略）	（略）
トリス（２，３―ジブロムプロピル）ホスフェイト	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	試料１ｇあたり８μｇ以下であること。
（略）	（略）	（略）

改正前

別表第１（第１条関係）

有害物質	家庭用品	基準
（略）	（略）	（略）
トリス（２，３―ジブロムプロピル）ホスフェイト	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	検出されないこと。
（略）	（略）	（略）

チ～ワ	（略）
（新設）	
カ・ヨ	（略）
（新設）	
タ～ソ	（略）
（新設）	
（新設）	
ツ	（略）
（新設）	
（新設）	
（新設）	
ネ～ヰ	（略）
二・三	（略）